

# 令和7年度 城西中学校いじめ防止基本方針

- I いじめ問題に関する基本的な考え方
- II いじめの未然防止
- III いじめの早期発見
- IV いじめの早期解決のための取組
- V いじめ防止等のための組織の設置
- VI 重大事態への対応

# I いじめ問題に関する基本的な考え方

## 1 定義について

(1) 「いじめ」の定義 いじめ防止対策推進法第2条より

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けたとされる生徒の立場に立つことが必要である。なお、以前の定義から、「自分より弱い者」「一方的に」「継続的に」「深刻な」という言葉は削除されている。この定義にあてはまるものを「いじめ」として認知する。

(2) 「いじめ類似行為」の定義 新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条より

「いじめ類似行為」とは、(1)にあてはまるもののうち、当該児童が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものとする。蓋然性とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のことである。

## 2 いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、その防止に向け、学校は基より、社会全体が使命感をもって取り組んでいかなければならない。

「人としていじめることは絶対に許されない」との強い認識をもつこと

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめを行う側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめを行う行為と同様に許されない。

いじめを受けた子どもの立場に立った親身の指導を行うこと

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識をもつ。いじめの発生件数が少ないことのみをもって問題なしとしてはいけない。

いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任をもって徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。

いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。

家庭・学校・地域社会の関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組も急務である。

### 3 いじめの様態

国や県の基本方針を受けて、市の基本方針では具体的ないじめの様態の例を次のように8つ挙げている。

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

また、いじめ類似行為の様態の例としては、インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、被害生徒がそのことを知らされずにいたとしても、その行為を本人が知った時に、嫌な思いをする可能性が高い場合等と挙げている。

### 4 いじめの構造

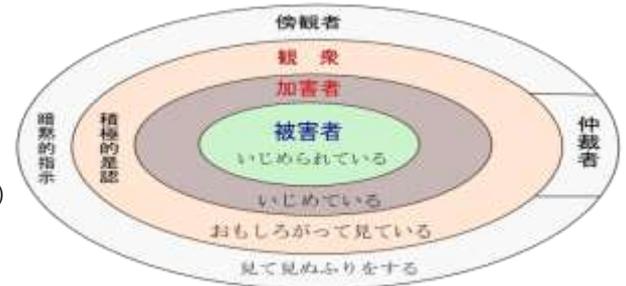
#### いじめの構造 (いじめの4層構造)

- 加害者 (いじめを行う生徒)
- 観衆 (はやしたてたり、おもしろがったりして見ている)
- 傍観者 (見て見ない振りをする)
- 被害者 (いじめを受ける生徒)

いじめの持続や拡大には、いじめを行う生徒といじめを受ける生徒以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる生徒が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持しいじめを促進する役割を担っている。

「観衆」や「傍観者」が「仲裁者」になることで、いじめの拡大防止、早期発見につながる。生徒にとって、この「仲裁者」になることがとても難しいとされる。いじめを指摘し、やめさせる生徒を育てる。そして、直接的な制止ができなくとも、先生や周りの大人に相談できる「相談者」、被害者に寄り添うことができる「シェルター (避難所)」等になれることも教えていく必要がある。

(参考) いじめの四層構造



## II いじめの未然防止

### 1 いじめ未然防止のための共通理解と学校体制の確立

いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導の留意点などについて、校内研修や職員会議などで全教職員に周知していくとともに、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さない仕組みづくり、教育相談がしやすい環境づくりなどの学校体制を確立していく。

- いじめ問題の理解と対応マニュアルの作成
- いじめ問題に関する校内研修の実施
- 教育相談窓口の周知
- 保護者との面談の活用

## 2 生徒との信頼関係の確立

生徒と温かい信頼関係をつくり上げていくためには、教職員は日頃から生徒の心に寄り添うことを心がけ、生徒を一人の人間として尊重して、生徒の気持ちを理解できるよう、教育相談の考え方や態度を身に付けていく。また、生徒とともに活動する場面、見守る場面を多くし、生徒の些細な言動からでも生徒の状況を推し量る感性を高めていく。

- カウンセリング研修などの教育相談に関する校内研修の実施
- スクールカウンセラーとの連携強化
- 教育相談体制の構築

## 3 人権を尊重し、豊かな人間性を育む

教育活動全体を通じて、他人を思いやる心を育むための道徳教育や、生命尊重の精神や人権感覚を育むための教育を充実させる。また、体験活動などの推進により、社会性を育むとともに幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

- 道徳教育の充実
- 人権教育、同和教育の充実
- 総合的な学習の時間の充実（福祉体験、勤労体験など）
- 協働的な学びの推進
- 情報モラル教育の充実

## 4 生徒の自己有用感や自己肯定感、自浄力を育む

教育活動全体を通じ、教職員が生徒に愛情をもち、温かく接し、生徒が「認められている」「満たされている」と感じることができるよう、生徒の自己有用感や自己肯定感を高めていく。また、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動を推進させ、いじめに正面から向き合い、いじめを生まない土壌づくりを行う。

- 授業では学習の動機づけを行い、学習意欲の高揚を図る。
- ねらいや成果を可視化するなどユニバーサルデザインの視点を大切に授業を行う。
- 生徒会活動、学級活動、部活動などで一人一人の生徒に役割や責任を与えることができる場を設定する。
- 「城西アピール活動」を中核にし、生徒会によるいじめ防止や仲間づくりに関する活動を実施する。
- 生徒会主催による「人権強調週間」「学級討議」を実施し、いじめ問題へ意識を高める。

## **Ⅲ いじめの早期発見**

いじめは、外から見えにくいコミュニケーションを使った心理的ないじめが多く、また、同じ学級に加害者と被害者が同居したり、加害と被害の関係が入れ替わったりする点に特徴がある。そのため、いじめの存在に気付くことができなかつたり、学級の担任の抱え込みから事態が深刻化してしまつたりするケースが少なくない。

上記のことを踏まえ、いじめに気付くために、表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかに思いを馳せる。そのためには、生徒の表情や学級の雰囲気から違和感に気付き、いじめの兆候を察知しようとする姿勢をもつ。そして、いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」ものであることから、早期発見に努め、認知した場合は深刻化させないように、迅速かつ適切に対応する。

また、学校が、家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げる。学校との家庭・地域との「気付き」を重ね合わせることで、学校だけでは見逃されがちないじめの早期発見を可能にする。

## 1 いじめのサインを受け取るために

いじめは、陰湿化・潜在化し、把握しにくくなっている。そのため、教職員は日頃から生徒たちをしっかりと観察し、行動や生活の様子の変化も見逃さず、いじめではないかという視点で見直し、いじめを見逃さないよう積極的に認知する。

- 休み時間や清掃時間、放課後など、生徒たちと一緒に過ごす機会を確保する。
- 週の振り返りとなる「城西タイム」を活用し、生徒の変化を把握する。「城西タイム」は、5年間保管する。
- 校支援を用いた回覧や定期的な生徒の情報交換会を実施し、教職員同士で生徒の情報を共有する。

## 2 教育相談を通じた把握

学校全体で定期的な教育相談の実施や、生徒が希望するときに相談ができる教育相談体制を確立し、いじめを受けている生徒や周りの生徒、保護者が相談しやすい環境を整備することにより、いじめの早期発見につながるようにする。

- 年間計画に教育相談期間を位置づけ、相談する時間を計画的に確保する。
- 生徒の変化をみとり、チャンス相談を実施する。
- 教育相談主任を中心として、スクールカウンセラーやSSWとの連携を強化する。
- 家庭への電話連絡や訪問を実施することで、保護者が気軽に相談しやすい関係を構築する。

## 3 アンケート調査による把握

定期的な学校生活アンケート調査を実施し、生徒の実態を客観的に把握する。なお、アンケートを実施するに当たっては、生徒誰もが心配せずに記入できる環境を整えたり、具体的ないじめの様態ごとの項目を設けて体験の有無を尋ねるなどして精度を高めたりする工夫をする。

- 学期に1回アンケート調査を実施する（6月、2月に記名式。11月に無記名式）。
    - ズボン下ろし・インターネット上のいじめやトラブルの項目も設ける。
- アンケート用紙は、生徒が在学中は保管する。

## **IV いじめ早期解決のための取組**

いじめ防止対策推進法第23条1項にもあるように、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応することが必要である。また、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の元、毅然とした態度で加害生徒を指導する。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談、いじめの内容によっては警察などの関係機関と連携する必要がある。教職員は平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、また、組織的な対応ができるよう体制整備を行っていく。

### 1 いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめを認知した、またはその疑いがあった場合、その場でいじめを止めるとともに、いじめに関係している生徒に適切な指導を行い、そのいじめに対し、組織で対応するために全職員に周知し、多方面からの確かつ迅速に対応する。さらに保護者の対応についても誠意をもち、問題解決のために信頼関係と協力体制を確立する。

**いじめを受けた生徒、いじめを知らせてきた生徒の安全の確保**

いじめの相談や通報に来た生徒から話を聞く場合は、時間や場所などに十分に配慮を行う。それらの生徒を徹底して守るため、休み時間や清掃時間、放課後活動などにおいても教職員が見守る体制を整える。

#### 「いじめ防止対策委員会」による対応と情報共有

発見・通報を受けた職員は一人で抱え込まず、いじめ事案に迅速かつ適切に組織で対応するため、「いじめ防止対策検討委員会」で情報を共有し、問題解決のための方策を検討し全職員の協力体制のもと対応する。

#### 多方面からの情報収集による正確な事実把握

正確な事実関係を把握するため、速やかに関係生徒や教職員、保護者などの第三者からも事実確認等を行い、管理職の指示のもとに教職員間で連携して対応する。事実確認を行う場合は、複数の職員で対応することを原則とし、当事者のプライバシーや個人情報等には十分に注意を払う。

#### 関係する保護者への説明と教育委員会への連絡

事実確認の結果は、教育委員会に連絡や相談をするとともに、関係する保護者に事実を伝え、今後の学校の対応方針に理解を求め、協力を要請する。

## 2 問題解決のための適切な指導と支援

様々な立場からの事実確認した情報を一元化し、いじめの全体像を把握してから、「いじめ防止対策委員会」でいじめが解消に至るまでの支援内容、情報共有、教職員の役割分担等、対処プランを策定する。そして、全教職員で共有し、いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒に対する適切な指導や支援を行う。また、再びいじめを起ささないための学校づくり、集団作りに取り組む。それらの内容を関係する保護者に説明し、指導方針や支援方針の具体策を提示し、再発防止への協力を要請する。

なお、生徒の生命、身体に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

#### いじめを受けた生徒や保護者への支援

##### 【生徒に対して】

- ・事実確認とともに、いじめを受けている生徒の立場に立ち、生徒の気持ちを受容的・共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・事実を正直に言えない場合や認めたくない場合も、被害を受けた生徒を「絶対に守る」という意志と姿勢を示し、できる限りの不安を除去し、心身の安全を保障する。
- ・スクールカウンセラーや関係機関との連携を図り、心のケアに努める。
- ・被害を受けている生徒のニーズを確認し、必要に応じて学校生活への配慮を行う。
- ・いじめが解消に至るまで、徹底的に守り通す。

##### 【保護者に対して】

- ・保護者の心情に配慮しながら誠意をもって対応する。家庭訪問などで保護者に事実関係を正確に説明する。
- ・学校で安心して生活できるように約束するとともに、学校の指導・支援方針を伝え、今後の対応と経過については、継続して保護者と連絡をとりながら、解決に向かって取り組む。解決した場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。

#### いじめを行った生徒に対しての指導・支援、保護者への助言

##### 【生徒に対して】

- ・生徒が抱える課題など、いじめの背景にも目を向けて事実確認を行う。
- ・いじめを受けた生徒の気持ちを考えさせ、いじめが他者の人権を侵す行為であることを気づかせ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
- ・集団によるいじめの場合、集団内の力関係や個々の言動を分析して指導する。

- ・生徒の安全・安心、健全な人格の発達に配慮しつつも、いじめの状況に応じて、出席停止、特別指導、警察との連携による措置も含め、毅然として対応をとる。
- ・いじめの要因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行う。

#### 【保護者に対して】

- ・正確な事実を伝え、保護者の思いも聞きながらいじめが許されないことを理解してもらい、以後の対応を適切に行えるように協力を求める。
- ・生徒が同じことを再び繰り返さないよう、学校と保護者が連携して生徒を育てていく姿勢で対応する。

#### 周囲の生徒たちに対しての働きかけ

- ・当事者だけの問題にとどめず、いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせる。いじめを抑止する仲裁者になることや、仲裁できずとも誰かに知らせる勇気をもつことを指導する。
- ・はやし立てたり同調したりしている生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担していることを理解させる。
- ・必要に応じて、学級や学年、学校全体の問題として考え、「いじめは絶対に許されない」という意識を広げ、再発防止へ向けた指導を行う。

#### 経過観察と再発防止に向けた指導

- ・いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き保護者と連携しながら生徒の経過観察を行い、必要に応じて「いじめ防止対策検討委員会」で課題の検討と事後指導の評価を行い、追加の支援や指導を行う。
- ・いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒双方に、スクールカウンセラーや関係機関の活用を含め継続的な指導や支援を行う。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的な取組や生徒指導体制を見直し、再構築していく。

### 3 いじめ対応の基本的な流れ

#### 対応の流れ

※全件、組織的に対応する。

※いじめにかかわる情報を適切に記録する。「聴き取りシート」にて手書きの記録も残す。

<問題発生から再発防止・予防的活動まで>

問題発生⇒(1) 情報を得た職員⇒担任・学年主任⇒

(2) **会議① (事実の把握に向けて)** →教頭(校長)

生徒指導主事, 学年主任, 学年部職員, 学年生徒指導担当, 情報に詳しい職員

⇒(3) 生徒へ事実の確認⇒

(4) **会議② (問題の解決に向けて)** →教頭(校長)

生徒指導主事, 学年主任, 学年部職員, 学年生徒指導担当, 情報に詳しい職員

⇒(5) 生徒へ解決に向けての指導・支援⇒(6) 継続指導・経過観察⇒(7) 再発防止・予防的活動

(1) 暴力行為や誹謗中傷する発言、嫌がらせ行為等を確認した場合は、その場ですぐに止めさせ、被害生徒の安全を確保する。発見者(情報を得た職員)は、直ちに該当学年部職員と学年主任、生徒指導主事へ報告をする。

(2) 事実の把握に向けた会議を行う。(会議①)

- ・生徒指導主事と学年(学年主任, 学年部職員, 学年生徒指導担当)と情報に詳しい職員などで会議をする。
- ・事実の正確な把握を目指し、「どの職員がどの生徒へ」「何について」等の聞き取り担当と聞き取り内容を確認し、その方法や手順を決める。
- ・事実の正確な把握ができる方法や手順について、教頭(校長)に報告し、指示をあおぐ。
- ・被害生徒を確実に守る立場に立ち、いじめ認知後、当日中にいじめ防止対策委員会の対応について被害生徒

及びその保護者と相談し、意向を尊重しながら慎重に事実の把握を進める。

- ・教頭（校長）は、重大ないじめにつながる可能性がある場合について、直ちに市教育委員会へ事実を報告し、対応について指導を受ける。
- (3) 生徒へ事実の確認を行い、事実を把握する。
- ・全体（全校、学年、学級）にアンケートなどで情報を求めるときは、情報をくれた生徒を「守ること」と「学校をみんなの手で良くしたいこと」を確実に伝える。
  - ・情報をももらった後には、その結果と感謝の言葉を必ず返す。
  - ・聞き取る基本項目は「いつ、どこで、誰が、どのように、何をした」
  - ・事実の把握が中心であり、指導に力点は置かない。
- (4) 事実に基づきながら、問題の解決に向けた会議を行う。（会議②）
- ・生徒指導主事と学年主任が、把握した事実を教頭（校長）に報告し、指示をあおぐ。
  - ・会議には、教頭（校長）、生徒指導主事、学年主任、学年部職員、該当生徒の指導にかかわりが深い職員が参加する。
- (5) 生徒へ解決に向けての指導・支援を行う。
- ・被害生徒、保護者への誠意ある対応と同時に、加害生徒、保護者への対応も丁寧に行う。
  - ・加害生徒及び観衆や傍観者になっていた生徒については、その生徒が抱えている問題とその心に寄り添いつつも、理由の如何を問わず「いじめ」は許されない行為であることを理解させ、被害者へ謝罪する心情になるまで根気強く指導する。
  - ・謝罪の場を設けるかどうか、どのように行うかは被害者の意向を十分に配慮する。
  - ・経過・結果を教頭（校長）に報告し、指示をあおぐ。
- (6) 継続指導と経過観察を行う。
- (7) 再発防止や予防的活動（職員に報告、見回りなど）を行う。

## 4 いじめ解消の判断について

いじめの解消については、単に謝罪をもって安易に解消と判断しない。いじめが解消している状態とは、少なくとも、次の2つの要件が満たされている必要がある。

### ○いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3ヵ月を目安とする。ただし、いじめ防止対策委員会において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定するものとする。

### ○いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認し、認められる状態であること。

## 5 いじめに対する柔軟な対応について

- ・いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに該当すると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。「いじめ」「加害者」「被害者」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応をすることある。

㊦ 善意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合

軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った児童生徒が謝罪し再び良好な関係を築けた場合  
 ・上記の場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、情報を得た職員は、当該学年部職員と学年主任に報告することは必要である。

## V いじめ防止等のための組織の設置

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめの根絶」という強い意志をもち、学校全体で組織的に対応することが必要である。また、必要に応じて外部の専門家が参画することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資することと考えられる。

このことから、いじめ問題への組織的な取組を推進し、共有された情報から組織的に的確に判断するための組織を構成する。この組織が中心となって、教職員全員で総合的ないじめ対策を実施する。

### 1 「生徒指導部会」の構成

○定例開催（毎週1回開催）

教頭、生徒指導主事、教育相談主任、特別支援教育主任、学年生徒指導担当、養護教諭、特別支援教育 Co.

○緊急開催

校長、教頭、生徒指導主事、当該学年主任、当該学年部職員 ※事案により柔軟に構成

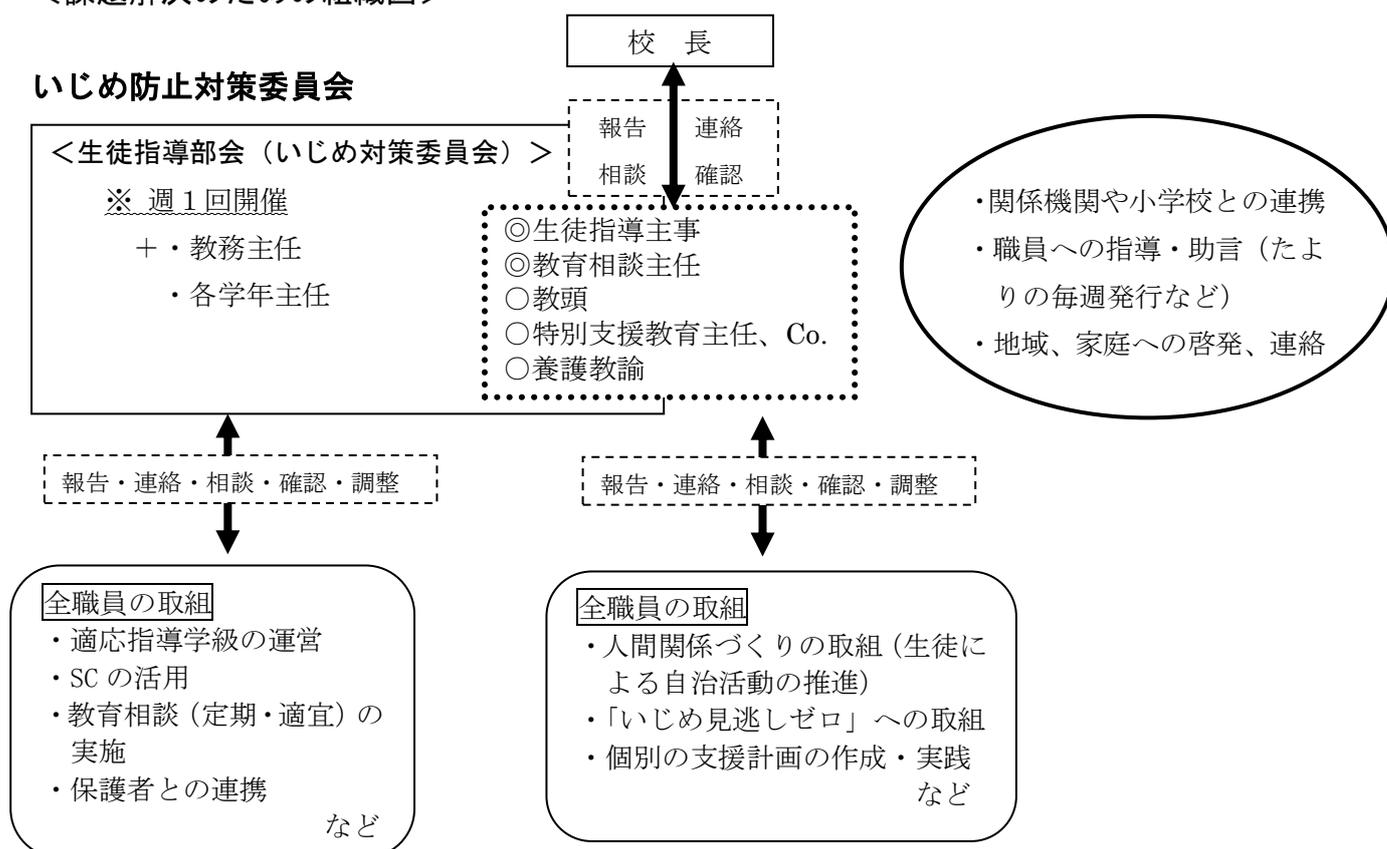
### 2 「教育相談部会」の構成

○定例開催（なし）

○緊急開催

校長、教頭、教育相談主任、当該学年主任、当該学年部職員、養護教諭、生徒指導主事、（生徒指導支援員）

<課題解決のための組織図>



## VI 重大事態への対応

### 1 想定される重大事態

- いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
(児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神的疾患を発症した場合、いじめをきっかけに不登校に陥った場合等)
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
(※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間 30 日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。)
- その他、学校や市教育委員会が重大事態と判断するとき。  
※「いじめの防止等のための基本的な方針」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成 29 年 3 月 文部科学省) より

### 2 重大事態発生時の対応

直ちに市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

#### 学校が調査主体となった場合

- ①「いじめ防止対策委員会」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。
- ②組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ④調査結果を市教育委員会に報告する。
- ⑤校長が必要と判断した場合、警察等の関係機関との連携を図る。
- ⑥市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

#### 学校の設置者が調査主体となった場合

- ①設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。

※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えられるとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告等にあたる。

「いじめ防止対策推進法」 （平成25年6月28日 公布 抜粋）

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

### （基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### （いじめの禁止）

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。